(B)　平成18年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ
ｂ　階数　地上８階以上
ｃ　用途　ア(B)ｄに同じ
ｄ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

(C)　ア(C)に同じ。
(D)　ア(D)に同じ。

ウ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

(A)　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門もしくは衛生工学部門または総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」または上下水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」または水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）

ｂ．建設業法第15条第２号ロに該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業７業種以外の22業種の場合）

ｃ．これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

ｄ．１級管工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成18年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ
ｂ　階数　地上８階以上
ｃ　用途　ア(B)ｄに同じ
ｄ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備

(C)　ア(C)に同じ。
(D)　ア(D)に同じ。

(5)　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア　総合監理　平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項第二号ロ(1)において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
イ　構造監理　同上「構造」
ウ　電気設備監理　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備監理　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の六第４項に規定する業務及び統括に関する業務
イ　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑤　工事監理者及び総合監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　平成23年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）での実績に限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応により一時中止等の延長措置が執られた業務に関しては同種業務の実績と認める。また、上記の期間に休業を取得していた場合の取扱いは(3)⑦アによる。

イ　平成23年４月１日以降の業務実績とは、平成23年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者並びに総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては(A)の、電気設備監理主任技術者にあっては(B)の、機械設備監理主任技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。